

検体検査実施料新規収載のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省保険局医療課長発通知(平成 30 年 1 月 31 日付.保医発 0131 第 3 号.平成 30 年 2 月 1 日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたので、ご案内申し上げます。

敬 白

2018 年 2 月

【記】

◇新たに保険収載された検査項目

項目名	保険点数	区分
遊離カルニチン	95点	生化学的検査 I
総カルニチン	95点	生化学的検査 I

ア 遊離カルニチン及び総カルニチンは、区分番号「007」血液化学検査の「24」LDアイソザイム 1型の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、酵素サイクリング法により測定した場合に算定する。

ウ 本検査を先天性代謝異常症の診断補助又は経過観察のために実施する場合は、月に1回を限度として算定する。

エ 静脈栄養管理もしくは経腸栄養管理を長期に受けている筋ジストロフィー、筋委縮性側索硬化症もしくは小児の患者、人工乳もしくは特殊治療用ミルクを使用している小児患者、バルプロ酸ナトリウム製剤投与中の患者、Fanconi症候群の患者又は慢性維持透析の患者におけるカルニチン欠乏症の診断補助もしくは経過観察のために、本検査を実施する場合は、6月に1回を限度として算定する。

オ 同一検体について、本検査と区分番号「D010」特殊分析の「8」先天性代謝異常症検査を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

カ 本検査の実施に当たっては、関係学会の定める診療に関する指針を遵守すること。

◇対象検査項目

カルニチン(項目コード：5227) 弊社検査案内 14 頁参照

※遊離カルニチン及び総カルニチンを同時に測定する形式で受託しております。